令和6年2月9日

(目的)

第1条 この要項は、「太陽光発電設備等共同購入事業」に係る業務(以下「本業務」という。)の実施に当たり、本業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、本業務の実施者として最も適した事業者(以下「事業実施者」という。)の選定に関して必要な事項を定める。

(選定方式)

第2条 事業実施者については、本業務に対する業務実績及び提案内容を重視するため、 プロポーザル方式に準じて選定する。

(選定委員会)

- 第3条 事業実施者の選定に関する審議を行うため、「太陽光発電設備等共同購入事業」 事業実施者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員会には委員長を置き、委員長は京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課長が務める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員会は、非公開とする。 ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。 なお、可否同数の場合は、委員長が定める。
- 6 委員会の庶務は、京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

別表 事業実施者選定委員会の委員

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課長

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課参事

京都市環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策企画課長

京都市環境政策局環境企画部環境総務課人材育成・監察・業務改革担当課長

(参加要件)

- 第4条 本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とします。共同事業体で応募される場合は、すべての構成員が次に掲げる要件を全て満たすことが必要であり、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として応募することはできません。
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていない者でないこと。
 - (3) 次に掲げるものの滞納をしている者でないこと。
 - ア 消費税又は地方消費税
 - イ 京都府税
 - ウ 京都市の市民税及び固定資産税
 - エ 京都市の水道料金及び下水道料金

- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市(以下「府市」という。) の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が 暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようと する者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 本事業と同等又は類似の事業実績等があること。

(応募書類)

- 第5条 府市は、応募者が第2項に規定する応募書類を作成するため必要な事項を記載した「太陽光発電設備等共同購入事業」事業実施者選定に係る募集要項(以下「募集要項」という。)及び「太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書(以下「仕様書」という。)を定める。
- 2 応募者は、前項に規定する募集要項及び仕様書に基づき応募書類を作成し、別に定められた日までに提出しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。
 - (1) 応募者が第4条に掲げる参加要件を満たさない場合
 - (2) 応募書類に虚偽の記載があると認められる場合

(事業実施者の選定方法)

- 第6条 委員会は、応募書類を別に定める「太陽光発電設備等共同購入事業」事業実施者 選定評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、厳正かつ公平、公正に評価し、 評価点に基づき応募者の順位を定め、最も評価点の高い者を事業実施者として選定する。
- 2 応募者が1者の場合にあっても、評価基準に基づき選定する。
- 3 委員会は、必要に応じて、応募者に対して応募書類についてのヒアリングへの出席を 求めることができる。
- 4 委員会は、応募者に事業実施者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと認めた場合は、前条第3項の規定を準用する。

(事業実施者の決定)

第7条 府市は、委員会の選定結果に基づき、事業実施者を決定する。

(問合せ)

第8条 応募者は、応募書類の提出期限14日前まで募集要項及び仕様書について質問する ことができ、京都府は質問について応募書類の提出期限8日前までに回答しなければな らない。

(選定結果の通知)

第9条 京都府は、応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

(補則)

第10条 その他、この要項の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は決定の日から施行する。